

日行連発第1768号  
令和3年3月17日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

経営事項審査における技術者名簿記載の技術者の常勤性確認資料の  
取り扱いに関する調査について

今般、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課より、建設特定技能受入計画における確認資料の検討のため、各都道府県知事許可の経営事項審査における技術者名簿記載の技術者の常勤性の確認資料の取り扱いについて、確認依頼がありました。

つきましては、下記のとおり調査を実施しておりますので、ご理解ご協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 調査について

当会担当役員から直接各都道府県庁に確認させていただきます。

※各単位会で対応いただくことは予定しておりませんが、調査が不調だった場合、各単位会の建設業担当役員に実務での取り扱いを確認させていただく可能性がございますので、その際にご協力ください。

2 調査項目について

確認させていただく調査項目については、以下のとおりとなります。

<確認事項>

各都道府県知事許可の経営事項審査における技術者名簿記載の技術者の常勤性の確認資料中、

- (1) 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の金額欄につき、加対象の技術者について報酬月額欄（金額欄）のマスキングの可否
- (2) 確認資料として健康保険証（事業者名が記載されたものに限る）が認められているか否か

以上